**（令和２年１１月）**

**果樹農業生産力増強総合対策　Ｑ＆Ａ**

【**未定稿**】

**Ⅰ　果樹経営支援対策事業**

**Ⅱ　果樹未収益期間支援事業**は　　じ　　め　　に

　このＱ＆Ａは、農林水産省が所管する果樹農業生産力増強総合対策に係るものです。

＜留意事項＞

　以下のものに収録されているＱ＆Ａについては、今回の改正に伴い廃止します。

　・果樹農業好循環形成総合対策 Ｑ＆Ａ（未定稿：平成２８年１２月）

＜関係規定集＞

果樹農業生産力増強総合対策関係規定集（令和２年６月　公益財団法人中央果実協会）

（果樹農業生産力増強総合対策に関係する通知等を収録）

目 　次

**Ⅰ　果樹経営支援対策事業**

〇　趣旨等全般 ・・・・・　１

〇　整備事業（全般、産地計画、支援対象者、計画面積、対象園地、手続き、施工方法等）

（全般、産地計画） 　　　 ・・・・・　３

（計画面積関係） 　　　 ・・・・・　６

（対象園地等） 　　　 ・・・・・　９

（手続き、施工方法等） 　　　 ・・・・・　11

〇　整備事業（優良品目・品種への転換） ・・・・・　15

〇　整備事業（農地中間管理機構を活用した改植等） ・・・・・ 30

〇　整備事業（補植改植） 　　　　　　　　　　　　　 　・・・・・ 33

〇　整備事業（小規模園地整備等）　 ・・・・・ 35

〇　整備事業（放任園地発生防止対策） ・・・・・　37

〇　整備事業（用水・かん水施設の整備） ・・・・・　39

〇　整備事業（特認事業）　　 ・・・・・　41

〇　整備事業（確認関係） ・・・・・　44

〇　他事業等との調整　　 　 ・・・・・　46

〇　政策の重要度の指標　　　 ・・・・・　47

〇　推進事業 ・・・・・　48

〇　推進事務費 ・・・・・　56

〇　消費税関係、帳簿等の保管整備 ・・・・・　57

〇　農業者年金・税制関係 ・・・・・　58

〇　整備事業（自然災害対応・病害虫まん延防止関係）　　　　　　　 ・・・・・ 60

**Ⅱ　果樹未収益期間支援事業**

〇　趣旨　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・・・・・ 65

〇　対象となる取組等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・・・・・ 65